

物品賃貸借契約書（案）

- 1 契約事項 道税総合情報処理システムに係るパーソナル
コンピュータ賃貸借
（長期継続契約）
- 2 賃貸借物品及び数量
- (1) 賃貸借物品 パーソナルコンピュータ 417台
- (2) 仕様書 別記1のとおり
- 3 物品納入場所 株式会社HBA
（札幌市中央区北2条東7丁目 HBAシ
ステムビル）
- 4 物品設置場所 別記2のとおり
- 5 賃貸借期間 令和6年（2024年）10月1日から
令和12年（2030年）9月30日まで
- 6 納入期限 令和6年（2024年）9月30日
- 7 賃貸借料 月額金 円（うち消費税及び地方消
費税の額金 円）
- 8 契約保証金 契約保証金は、免除する。

上記物品の賃貸借について、賃借人 北海道と賃貸人 とは、
各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、
各自その1通を保有するものとする。）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記
録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に
当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

（年 月 日）

（注）括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記
録で行う場合には削除する。

賃借人 北海道
北海道知事 ㊟

賃貸人 住 所
氏 名 ㊟

（注）契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には、「印」及び「㊟」
を削除する。

(総則)

第1条 賃借人及び貸借人は、この契約書に基づき、仕様書等に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 貸借人は、頭書の貸借借物品を納入期限までに物品納入場所に納入し、貸借借期間中、貸借借物品をその目的に従い賃借人に使用させるとともに、その目的に従った使用ができるよう修繕、点検等を行い、賃借人は、その対価である貸借借料を貸借借人に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して賃借人と貸借借人との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して賃借人と貸借借人との間で用いる計量単位は、契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、賃借人の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(物品設置場所の変更)

第1条の2 賃借人は、物品設置場所を変更するときは、貸借借人の承諾を得なければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 貸借借人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、賃借人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(貸借借物品の検査及び引渡し等)

第3条 貸借借人は、納入期限までに、物品納入場所において貸借借物品を完全に使用できる状態にして、賃借人に引き渡さなければならない。

2 貸借借人は、貸借借物品を引き渡そうとするときは、その旨を賃借人に通知するとともに、貸借借物品に係る引渡書を提出しなければならない。

3 賃借人は、前項の通知を受けたときは、納入期限までに、貸借借物品が別記1の仕様書に適合するかどうかの検査を行い、検査に合格した場合には、その引渡しを受けるものとする。

4 貸借借物品の納入、検査及び引渡しに要する一切の費用は、貸借借人の負担とする。

5 貸借借人は、貸借借物品を納入期限までに納入することができないとき又は貸借借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、賃借人に対し、その理由及び納入の可能な日を書面により申し出なければならない。

6 賃借人は、貸借借物品の納入のないまま納入期限が経過し履行遅滞となったときは、貸借借人に対し、相当の期限を定めて貸借借物品の納入の履行を催告するものとする。

7 賃借人及び貸借借人は、納入期限後に、貸借借物品の納入及び引渡しがあったときは、第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、貸借借期間は、貸借借物品の引渡しの日の翌日から開始する。

(貸借借料)

第4条 賃借人は、貸借借人に対し、月の初日から末日までを1月として、当該月分に係る貸借借料を翌月30日（1月分にあつては、2月末日）までに支払うものとする。ただし、当該月の日数が1月に満たないときは、当該月の貸借借料は、当該月の日数に応じて日割計算をして得た貸借借料（当該貸借借料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた貸借借料）を支払う。

2 貸借借料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(履行遅滞)

第5条 賃借人は、その責めに帰すべき理由により支払期限までに貸借借料を支払わないときは、当該未払額につき、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を貸借借人に支払わなければならない。

2 貸借借人は、貸借借物品の納入及び引渡し履行遅滞となった理由がその責めに帰すべきものであると賃借人が認めるときは、当該履行遅滞に係る物品の貸借借期間における貸借借料の総額につき、納入期限の翌日から引渡しの日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の違約金を賃借人に支払わなければならない。ただし、違約金の額が500円未満であるときは、違約金の支払を要しないものとする。

(貸借借物品の管理)

第6条 賃借人は、貸借借物品を、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、貸借借物品に故障、破損、不具合等が生じたときは、直ちに、その旨をその理由を付して貸借借人に報告しなければならない。

(貸借借人の修繕義務等)

第7条 貸借借人は、貸借借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じた場合は、賃借人の責めに帰すべき理由によるものを除き、貸借借物品を賃借人に使用させるため必要な限度において修繕義務を負うものとする。

ただし、貸借借物品の故障、破損、不具合等の程度が賃借人の使用を妨げるものでないときは、この限りでない。

(転貸の禁止)

第8条 賃借人は、貸借借物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ、貸借借人の承諾があった

ときは、この限りでない。

(契約不適合責任)

第9条 賃借人は、賃貸借物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し賃貸借物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(危険負担)

第10条 天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により、この賃貸借物品が滅失又は毀損等をし、この契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、賃貸人は、当該部分についてこの契約の履行の義務を免れるものとし、賃借人は、当該部分に相当する賃貸借料の支払の義務を免れるものとする。

(損害の負担)

第11条 賃貸借物品の経年劣化及び通常の使用による損耗を除き、賃借人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じたときは、賃借人が、点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

2 賃貸人の責めに帰すべき理由により賃貸借物品の故障、破損、不具合等の損害並びに天災その他不可抗力など賃借人及び賃貸人の双方の責めに帰することのできない理由により賃貸借物品の損害（経年劣化及び通常の使用による損耗を含む。）が生じたときは、賃貸人が点検、修理等を行い、その損害及び費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 賃貸人は、この契約により知り得た賃借人の保有する個人情報その他業務上の秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除)

第13条 賃借人は、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、賃貸人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(賃借人の任意解除権)

第14条 賃借人は、前条及び次条から第17条までの規定によるほか、必要があるときは、解除しようとする日の1月前までに書面により通知の上、この契約を解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、賃貸人にその損害を賠償しなければならない。

(賃借人の催告による解除権)

第15条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに賃貸借物品の納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 賃貸借物品の納入及び引渡しを完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 賃貸人が賃貸借物品の納入及び引渡しを拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に賃貸借料債権を譲渡したとき。

(7) 第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 賃貸人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、賃貸人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の賃貸借契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 貸貸人がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。

第17条 賃借人は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、賃借人は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 貸貸人が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第22条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 賃借人が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第22条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 賃借人が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 賃借人以外のもの又は賃借人が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において賃借人に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が賃借人に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における賃借人に対する命令とし、これらの命令が賃借人以外のもの又は賃借人が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、賃借人に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が賃借人に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

(6) 賃借人（賃借人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。（賃借人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第18条 第15条各号又は第16条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、賃借人は、第15条又は第16条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃借人の催告による解除権）

第19条 賃借人は、賃借人がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（賃借人の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条 前条に定める場合が賃借人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、賃借人は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃借人の損害賠償請求等）

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、賃借人は賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第15条又は第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき理由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃貸人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項の場合（第16条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額に不足するときは、賃借人は、当該不足額を賃借人の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を超過するときは、賃借人は、当該超過額を返還しなければならない。

（不正行為に伴う賠償金）

- 第22条 賃貸人は、この契約に関して、第17条各号のいずれかに該当するときは、賃借人がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として賃貸借期間に係る賃貸借料の総額の10分の2に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 賃借人は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、賃貸人に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、この契約の終了後においても適用があるものとする。
- （賃貸人の損害賠償請求等）

第23条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないうとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

- 第24条 賃借人は、賃貸借物品に関し、第3条第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、賃貸人の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 賃借人が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を賃貸人に通知した場合において、賃借人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 賃借人は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が賃貸人の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する賃貸人の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 賃借人は、賃貸借物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を賃貸人に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、賃貸人がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（賃貸借物品の返還及び引取り）

第25条 賃借人は、契約が終了したときは、その附属させた物を取去して原状に復する場合及びその責めに帰すべき理由により賃貸借物品に故障、破損、不具合等の損害が生じ第11条第1項の規定の適用がある場合を除くほか、賃貸借物品を現状のまま賃貸人に返還するものとする。

- 2 賃貸人は、契約が終了したときは、賃借人から賃貸借物品を速やかに引き取らなければならない。この場合において、賃貸人は、賃貸借物品に係る受領書を賃借人に交付しなければならない。
- 3 賃貸借物品の引取りに要する一切の費用は、賃貸人の負担とする。

（相殺）

第26条 賃借人は、賃貸人に対して違約金その他の金銭債権があるときは、賃貸人が賃借人に対して有する賃

貸借料請求権その他の債権と相殺することができる。

(契約の更新等)

第27条 賃借人は、引き続きこの賃貸借物品を借り入れようとするとき又はこの賃貸借物品を買い入れようとするときは、賃貸借期間の満了の2か月前までに、賃貸人と、借入れ又は買入れについての協議を開始しなければならない。

2 賃借人及び賃貸人は、前項の協議が整った場合は、賃借人が適用を受ける会計法令に従い、この賃貸借物品の借入れ又は買入れに係る契約を締結することができる。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、賃借人と賃貸人とが協議してこれを定めるものとする。

仕様書

要件区分	機種区分		数量
	道税総合情報処理システム接続用		
性能・機能	形状	デスクトップ型	417台
	OS	Windows 11Proに適合したパソコンメーカー純正のデバイスドライバを設定の上、納入すること。	
		製造時のOS	
	納品時のOS	ボリュームライセンス版 Windows 11 Pro 23H2 (General Availability Channel)(64bit) (入札参加資格申請時における最新バージョンとする。)	
	CPU	Intel 第12世代 Corei5-1245U 相当以上 ※ 要求仕様書が求めるCPUの性能の担保については、パソコンハードメーカーの証明書を入札参加資格申請時に提出すること。 なお、パソコンハードメーカーから証明書の発行が受けられない場合等にあつては、保証書等の提出によりこれに代えることを認める場合があるので、事前に協議すること。	
	メモリ	DDR4 8GB×1以上(空き1)	
	SSD	・500GB以上 ・パーティション分割(Cドライブ5割及びDドライブ5割)	
	通信機能	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-Tに対応したLAN接続インターフェース内蔵 無線通信機能(無線LAN、Bluetooth)を内蔵していないこと。	
	光学ドライブ	内蔵不要	
	インターフェイス(USB)	USB2.0又は3.0×合計4ポート以上	
	ディスプレイ	17型 SXGA液晶(1280×1024ドット)以上 ノングレア	
	アプリケーション	Acrobat Reader(入札参加資格申請時における最新バージョンとする。) Microsoft Edge	
	キーボード・その他	日本語 キーボード(JIS配列準拠) 108、109又は109Aキーボード	
インストール媒体	次のインストール媒体を、別に指定する枚数添付すること。		
	OSリカバリーディスク	パソコンメーカー純正のWindows 11Proのリカバリーディスク	2枚
付属品(ハードウェア)	・スクロール機能付きUSBマウス(光学式又はレーザー式) ・1つのコンセントから、パソコン本体とディスプレイへ給電可能な電源コンセントとすること。		417個
環境配慮・省エネ	・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)適合 ・国際エネルギースタートプログラム基準適合 ※ 契約締結時における最新基準をクリアしていること。 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)について 2022年度達成目標を達成していること。なお、達成状況について、カタログに記載のない場合は、入札参加資格申請時に、達成目標を達成していることの証明書を、メーカーが作成し販売事業者との連名により提出すること。		
性能・機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、日時については、事前に発注者と協議すること。	
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。	
	メーカーによる保証及び保守	○メーカーによるパーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。 ○メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。 ○無償保証期間満了後において、オンサイト保守が可能な体制が整備されていること。 ○アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。 ○保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納品後6年以上あること。	
		○「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売力カタログに記載されているものであること。 ただし、製品販売カタログに記載されていないものであつても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。 ○上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。 なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。	
		○納品時点で当該パーソナルコンピューターにインストールされているソフトウェアは、購入契約にあつては、無期限、賃貸借契約にあつては、契約の全期間について、北海道が使用を許諾されるものであること。 ○「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「北海道」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。 ○発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。 ○正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあつては、納品時までには作業を完了すること。この場合にあって、当該ソフトウェアがマイクロソフト社製品である場合にあっては、MAK認証方式によること。 ○ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に北海道が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。	
	設定方法等	○納品時まで、次の設定作業を行うこと。 (1) パーソナルコンピュータごとに、発注時に発注者が交付した「ハードウェア管理番号シール」を指定する箇所に貼付すること。 (2) パーソナルコンピュータごとに、装置番号等発注者が指示する事項をラベルライターによりテープに印字の上、指定する箇所に貼付すること。 (3) ハードウェア構成が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。 (4) 機器使用に際して、メーカーCMのポップアップ等、機器の使用に不必要な動作をしないよう確認すること。	
その他	○納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。 ○北海道が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみで使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。 ○OSリカバリーディスク及び使用手順書などの納品については、ファイルに入れるなど整理し納品すること。 ○道税総合情報処理システム電算処理業務等委託事業者への転貸を承諾できること。		

端 末 機 設 置 場 所 一 覧

設 置 場 所	数 量 (台)
空知総合振興局	16
空知総合振興局 深川道税事務所	5
石狩振興局	18
後志総合振興局	6
後志総合振興局 小樽道税事務所	12
胆振総合振興局	14
胆振総合振興局 苫小牧道税事務所	14
日高振興局	7
渡島総合振興局	26
檜山振興局	5
上川総合振興局	24
上川総合振興局 名寄道税事務所	5
留萌振興局	6
宗谷総合振興局	6
オホーツク総合振興局	7
オホーツク総合振興局 北見道税事務所	12
オホーツク総合振興局 紋別道税事務所	5
十勝総合振興局	20
釧路総合振興局	19
根室振興局	7
札幌道税事務所税務管理部	88
札幌道税事務所自動車税部	80
総務部財政局税務課	8
運用委託会社 (株)HBAシステムビル	7
計	417